

MSIV閉止インターロックの取り止めについて

平成31年3月18日
中国電力株式会社

地震大によるMSIV閉止インターロックの取り止めについて

平成25年12月25日付け設置変更許可申請における施設の耐震重要度分類の変更は取り止める方針とした。

これに伴い、地震時のタービン系配管の破損に伴う被ばく低減対策として地震時にMSIVを閉止するインターロックを設置することとしていたが、当該インターロックの設置についても取り止めることとした。

上記の方針とした理由を以下に示す。

- 施設の耐震重要度分類の変更については、平成28年5月26日及び平成28年7月12日の審査会合にて審議いただいたが、発電用原子炉施設の耐震重要度分類に関しては検討課題が多く、多岐に亘る議論を要すると判断し、島根2号炉の新規制基準適合性審査においては、当初申請の施設の耐震重要度分類の変更は取り止めることとした。
- 本インターロックは、従来のMSIV閉止インターロックが作動しない程度のタービン系配管等の破損が生じ、運転員の誤操作等によりMSIVの手動閉止が遅れた場合の被ばく低減に有効であるが、タービン系配管等をBクラス設備として耐震補強することとしたため、地震時の配管破損に伴う被ばくリスクは低減する。